

北海道選挙管理委員会告示第52号

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日（以下「登録基準日」という。）及び登録日を次のとおり定める。

令和3年10月15日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚 正寛

- 1 登録基準日 令和3年10月18日
ただし、年齢については令和3年10月31日
- 2 登録日 令和3年10月18日